給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

※右は市町村記入欄	新指定番号	新個人整理番号

陸前高田市長様 平成　年　月　日提出	特別徴収義務者 給与支払者	氏名(名称)	印	この届出に応答する者	課係	指定番号	個人番号
		所在地(住所)			氏名		
					電話 (　　)－		

給与所得者(異動者)			(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収税額	(ウ)未徴収税額(ア)－(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額
氏名			円	6月から　月まで 円	月から　5月まで 円	年　月　日	1．退職 2．転勤 3．休職 4．死亡退職 5．その他 (　　)	1．特別徴収の継続 2．一括徴収 (　　月) 3．普通徴収 (理由　　)	円 控除社会保険料額 円
住所	1月1日現在								
	異動後								
	本籍地								

退職した年の一月一日から退職時までの給与支払額及び

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額		一括徴収した税額は　月分(　月　日納入)で納入します。	※市町村記入欄	月割額		処理事由	1．現年度　2．新年度　3．両年度
		支払予定日ごとの徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)			6月分	7月分以降		
1．異動が平成22年12月31日までで、申し出があったため(　月　日申出) 2．異動が平成23年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため	月　日	円	円			円	円		
	月　日	円							
異動者印	月　日	円							

◎特別徴収の継続を希望する場合は次の欄にも記入してください。

月割額　円を月分から納入する。	新しい勤務先	氏名(名称)	印	電話	局　番 内線	給与支払方法及びその期日	
		所在地(住所)	郵便番号 〒　－	応答者	課　係 氏名	払込み金融機関名	

記入のしかた

1．この届出書は給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書と特別徴収にかかる給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。
　・給与支払報告書にかかる異動届出書は4月1日現在において退職、転勤等、異動があったものを4月15日までに提出してください。
　・特別徴収にかかる異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
2．①「特別徴収」とは事業主が、給与から天引きして納入する方法。
　②「一括徴収」とは特別徴収している者について退職等の際に翌月5月分までの未徴収税額を事業主がまとめて一度に徴収し納入する方法。
　③「普通徴収」とは①と②に該当しない方法で個人が直接納付書で納付する方法をいいます。
3．平成23年1月1日以降退職する者には未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられます。